

指定給水装置工事事業者の皆様へ

年度末における道路占用許可申請の取り扱いについて

日頃から、道路占用業務に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、令和7年度末における道路占用許可申請システム運用スケジュールが示され、令和8年3月11日（水）～令和8年3月31日（火）の間、道路占用許可申請を行うことができません。

つきましては、占用の始期が「令和7年度内」及び「令和8年度から」における道路占用許可申請について、次のとおり取り扱うこととしますのでご確認ください。

1 【占用の始期が令和7年度内となる申請】

各道路公園センターにおける処理期間を踏まえ、道路占用許可申請書の提出を令和8年3月10日（火）までに行う必要があることから、**令和8年3月3日（火）までに水道利用加入金等をお支払いの上、領収書を所管するサービスセンター窓口**に提示してください。

また、道路掘削を伴う給水装置工事施工承認申込書は、申請受理及び設計内容審査後、水道利用加入金及び審査検査手数料の納入通知書の発行まで1週間程度のお時間を要しますので、余裕をもって申請してください。



※大規模工事は事前協議等が必要となり許可書が発行されるまで1か月以上の時間を要しますので、事前に所管するサービスセンターにご相談ください。

2 【占用の始期が令和8年度からとなる申請】

道路占用許可申請システムの処理が令和8年4月1日（水）から可能となり**道路占用許可日（占用の始期）の目安は令和8年4月15日（水）頃**となりますので御了承ください。

行政区	相談・問合せ先	
川崎・幸・中原区	南部サービスセンター	044 (544) 5433
高津・宮前区	中部サービスセンター	044 (855) 3232
多摩・麻生区	北部サービスセンター	044 (951) 0303